



発行 新潟県

第 31 号

平成25年4月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

43 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則(人事課)

告 示

- 588 保安林の指定予定(治山課)
- 589 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 590 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 591 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 592 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 593 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 594 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 595 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 596 土地改良事業の工事完了届(農地建設課)
- 597 換地処分届出(農地整備課)
- 598 平成25年度地籍調査事業計画の策定(農村環境課)
- 599 公共測量の終了通知(監理課)
- 600 道路の区域変更(道路管理課)
- 601 道路の供用開始(道路管理課)
- 602 道路の区域変更(道路管理課)
- 603 道路の区域変更(道路管理課)
- 604 道路の供用開始(道路管理課)
- 605 道路の区域変更(道路管理課)
- 606 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

大規模小売店舗の変更(商業振興課)

選挙管理委員会告示

17 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)

監査委員公表

監査結果公表(監査委員事務局)

教育委員会告示

10 技能教育施設の指定(高等学校教育課)

佐渡海区漁業調整委員会公告

公聴会の開催(佐渡海区漁業調整委員会)

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第43号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成18年新潟県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 北 島 智 子</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 花 角 英 世</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	(略)		副知事 北 島 智 子	(略)	副知事 花 角 英 世	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">代理の順序</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 大 野 裕 夫</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">副知事 北 島 智 子</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	代理の順序	(略)		副知事 大 野 裕 夫	(略)	副知事 北 島 智 子	(略)
氏 名	代理の順序																
(略)																	
副知事 北 島 智 子	(略)																
副知事 花 角 英 世	(略)																
氏 名	代理の順序																
(略)																	
副知事 大 野 裕 夫	(略)																
副知事 北 島 智 子	(略)																

附 則

この規則は、平成25年 4月23日から施行する。



◎新潟県告示第588号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年 4月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市豊岡字金鉢 1136 の 1、字坂口 1145 の 2、字井ノ上 1147、1148
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第589号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月19日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 就 任

理事 中魚沼郡津南町大字下船渡甲1718番地 3	桑原 紀夫 (理事長)
〃 〃 大字秋成1746番地	桑原 照雄
〃 〃 大字中深見甲5659番地	藤ノ木 利明

〃	〃	大字中深見乙998番地 1	樋口 則郎
〃	〃	大字下船渡丁3181番地 1	磯部 悌治
〃	〃	大字下船渡己2923番地	桑原 健太郎
〃	〃	大字外丸丙237番地	福原 喜世司
〃	十日町市倉俣甲1447番地		桑原 勇
〃	中魚沼郡津南町大字米原丙1160番地		藤木 正光
〃	〃	大字中深見丁62番地 3	中村 儀勝
〃	〃	大字上郷宮野原1249番地	島田 福一
〃	〃	大字上郷大井平2508番地	中島 芳文
〃	〃	大字赤沢3284番地	松縄 廣道
〃	〃	大字谷内2023番地	藤木 稔
〃	〃	大字上郷子種新田2515番地	半戸 正章
〃	〃	大字芦ヶ崎甲1117番地 2	内山 純一
監事	中魚沼郡津南町大字秋成9690番地		高橋 真二
〃	〃	大字下船渡丁2610番地 1	藤木 隆夫
〃	〃	大字上郷寺石甲666番地	小林 源

就任年月日 平成25年4月7日

2 退任

理事	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎甲3382番地 1		小島 輝一 (理事長)
〃	〃	大字秋成1371番地	樋口 正登
〃	〃	大字中深見甲5659番地	藤ノ木 利明
〃	〃	大字中深見乙998番地 1	樋口 則郎
〃	〃	大字下船渡丁3181番地 1	磯部 悌治
〃	〃	大字下船渡己2923番地	桑原 健太郎
〃	〃	大字下船渡甲1718番地 3	桑原 紀夫
〃	〃	大字下船渡丙638番地	大島 美英
〃	十日町市倉俣甲1447番地		桑原 勇
〃	中魚沼郡津南町大字米原丙1160番地		藤木 正光
〃	〃	大字中深見丙5095番地	山田 正隆
〃	〃	大字上郷宮野原1238番地	島田 正八
〃	〃	大字上郷大井平2233番地	中島 孝雄
〃	〃	大字赤沢3284番地	松縄 廣道
〃	〃	大字谷内2023番地	藤木 稔
〃	〃	大字上郷子種新田1875番地	半戸 敬二
監事	中魚沼郡津南町大字秋成8022番地		藤ノ木 敬一郎
〃	〃	大字中深見丁60番地 1	藤ノ木 恒
〃	〃	大字上郷寺石乙350番地	高波 厚造

退任年月日 平成25年4月6日

◎新潟県告示第590号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、佐渡市の長江川水系土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月19日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市上横山 719 番地 1		掃部 利久 (理事長)
〃	〃	潟端 221 番地	甲斐 久雄
〃	〃	下横山 34 番地	大木戸 恭一
〃	〃	秋津 573 番地	木下 勉

〃	〃	秋津 925 番地	伊藤 久雄
〃	〃	下横山 15 番地	神蔵 貞夫
〃	〃	潟端 705 番地	池野 正之
〃	〃	潟端 908 番地	甲斐 隆雄
〃	〃	上横山 62 番地	伊藤 惣一
〃	〃	立野 108 番地	本田 逸郎
監事	佐渡市立野 31 番地 1		原田 睦夫
〃	〃	秋津 1042 番地	牧野 良則

就任年月日 平成 25 年 4 月 1 日

2 退任

理事	佐渡市上横山 406 番地	井上 威 (理事長)
〃	〃	潟端 907 番地 1 池野 英次郎
〃	〃	下横山 34 番地 大木戸 恭一
〃	〃	秋津 814 番地 小池 新一
〃	〃	秋津 925 番地 伊藤 久雄
〃	〃	下横山 15 番地 神蔵 貞夫
〃	〃	潟端 221 番地 甲斐 久雄
〃	〃	潟端 705 番地 池野 正之
〃	〃	上横山 719 番地 1 掃部 利久
〃	〃	立野 31 番地 1 原田 睦夫
監事	佐渡市潟端 354 番地	甲斐 豊
〃	〃	下横山 471 番地 逸見 安正

退任年月日 平成 25 年 3 月 31 日

◎新潟県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を平成25年4月10日認可した。

平成25年4月19日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成25年4月8日認可した。

平成25年4月19日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款変更を平成25年4月10日認可した。

平成25年4月19日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成25年4月19日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
上越市 朝日池土地改良区	朝日池	維持管理事業	変更	平成25年4月10日	第48条

◎新潟県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営上岡地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年4月22日から平成25年5月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
上越市役所及び上越市浦川原区総合事務所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年4月19日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	一村尾	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	平成25年2月20日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	長表	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	平成25年3月10日

◎新潟県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、高橋寅夫ほか10名から区画整理事業太田新田猫屋敷地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成25年4月19日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第598号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-15計画区・第06-16計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第14-12-1計画区及び第14-13-1計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第26-2計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区及び市街第7計画区	〃
見附市	見附市の第2計画区及び第3計画区	〃
燕市	燕市の第36計画区・第37計画区・第38計画区及び第39計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第18計画区・第20計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第34計画区・第35計画区・第36-1計画区及び第36-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第48計画区・第49計画区・第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第6計画区・第14-1計画区・第19-1計画区・第41-1計画区・第41-2計画区・第50計画区・第7計画区・第8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S10計画区及び第S11計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第38計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区	〃
田上町	第1計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃

刈羽村	刈羽村の第08計画区・第09計画区及び第11-2計画区	〃
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・及び第14-6計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区	〃

◎新潟県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（平成24年度 燕市デジタル航空写真撮影業務）
- 2 作業期間 平成24年8月9日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 燕市全域

◎新潟県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田中潟線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市草生津一丁目385番から	新	16.0～24.6メートル	59.3メートル
同市幸町三丁目9番8まで	旧	16.0～24.2メートル	59.3メートル

◎新潟県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山田中潟線
- 2 供用開始の区間
長岡市草生津一丁目385番から同市幸町三丁目9番8まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月22日

◎新潟県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代天水島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山湯山字フケ田1252番17から	新	11.5～14.0メートル	145.2メートル
同市松之山湯山字日カゲ1246番25まで	旧	11.5～26.0メートル	145.2メートル

◎新潟県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
妙高市大字小原新田字石坂503番6から	新	7.4～23.6メートル	699.5メートル
同市大字除戸字樋下328番4まで	旧	7.4～22.0メートル	704.1メートル

◎新潟県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 飯山斑尾新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字小原新田字石坂503番6から同市大字除戸字樋下328番4まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月19日

◎新潟県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟上越線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字黒井字土屋 590 番甲から	新	6.5～10.0メートル	93.8メートル
同市大字黒井字土屋579番2まで			
	旧	6.5～9.2メートル	93.8メートル

◎新潟県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 大潟上越線
- 2 供用開始の区間
上越市大字黒井字土屋 590 番甲から同市大字黒井字土屋 579 番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月19日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 コメリ書房柏崎店
 所在地 柏崎市北半田一丁目9番6号
 設置者 株式会社大矢家具リビングセンター
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前9時から午後8時（年間90日午後9時）
 (変更後) 午前9時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分から午後9時30分
 (変更後) 午前8時30分から午後10時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前8時から午後8時
 (変更後) 午前6時から午前9時
- 3 変更年月日
平成25年4月16日
- 4 届出年月日
平成25年4月11日

- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成25年4月19日から平成25年8月19日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり取消しがあった旨の報告があった。

平成25年4月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
上越市牧第2体育館	上越市牧区小川 1873 番地 2	体育館	715.00	平成 25 年 4 月 1 日
中川地域生涯学習センター	上越市安塚区坊金 1066 番地 2	体育館	526.00	

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年4月19日

新潟県監査委員 野 上 信 子
新潟県監査委員 西 川 洋 吉
新潟県監査委員 大 淵 健
新潟県監査委員 石 上 和 男

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	平成25年 1月24日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消防学校	平成25年 1月24日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	
放射線監視センター	平成25年 3月 4日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新発田食肉衛生検査センター	平成25年 1月17日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	
長岡食肉衛生検査センター	平成25年 1月21日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	
精神保健福祉センター	平成25年 3月 1日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上 (注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	
はまぐみ小児療育センター	平成25年 3月19日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	
若草寮	平成25年 2月28日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	
新潟学園	平成25年 2月18日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
工業技術総合研究所中越技術支援センター	平成25年 3月 7日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所素材応用技術支援センター	平成25年 3月18日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新潟テクノスクール	平成25年 2月26日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
上越テクノスクール	平成25年 2月12日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
三条テクノスクール	平成25年 2月 7日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
魚沼テクノスクール	平成25年 2月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	適正と認めた。

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所	平成25年 2月28日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
農業総合研究所作物研究センター	平成25年 2月28日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
農業総合研究所園芸研究センター	平成25年 2月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 支出に係る帳票等及び証拠書類に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	適正と認めた。
農業総合研究所畜産研究センター	平成25年 3月 4日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
農業総合研究所佐渡農業技術センター	平成25年 3月18日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上

病害虫防除所	平成25年 2月28日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
中央家畜保健衛生所	平成25年 3月11日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
中央家畜保健衛生所佐渡支所	平成25年 3月18日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
下越家畜保健衛生所	平成25年 3月 4日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
上越家畜保健衛生所	平成25年 2月13日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
水産海洋研究所	平成25年 3月18日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	(指摘事項) 越路丸による高層魚礁の転倒原因調査において、操船を誤り、自走式水中テレビ装置に大きな損傷を与えた。 平成21年度にも同物品を損傷していることから、今後このようなことが二度と生じないよう関係職員の注意を喚起するとともに、再発防止に向けた対策を講じられたい。
内水面水産試験場	平成25年 3月11日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 2月26日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
健康福祉部	平成25年 2月13日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 2月27日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。

県税部	平成25年 2月27日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	平成25年 2月20日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成24年11月30日現在、過年度調定分 110件 10,146,270円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
				(注意事項) 歳入の収納に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 3月11日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
健康福祉部	平成25年 3月13日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 3月13日	平成23年度	平成23年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
県税部	平成25年 3月13日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
健康福祉環境部	平成25年 3月 1日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(指摘事項) 1 児童家庭費負担金収入について、平成24年11月30日現在、過年度調定分286件3,951,924円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。

				<p>2 生活保護費徴収金収入（生活保護法第78条）について、平成24年11月30日現在、過年度調定分4件3,675,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>3 障害者福祉費負担金収入（児童福祉施設）について、平成24年11月30日現在、過年度調定分63件1,465,500円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項</p>
--	--	--	--	---

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成25年 1月28日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成25年 2月13日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中越教育事務所	平成25年 2月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	
下越教育事務所	平成25年 2月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	
県立図書館	平成25年 2月 4日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	
近代美術館	平成25年 1月31日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	

近代美術館 万代島美術館	平成25年 1月31日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
文書館	平成25年 2月 4日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
阿賀黎明中学校	平成25年 1月17日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
新潟中央高等学校	平成25年 2月18日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
新潟南高等学校	平成25年 3月19日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
新潟江南高等学校	平成25年 2月 7日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
新潟西高等学校	平成25年 2月12日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
新潟東高等学校	平成25年 2月 4日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
新潟北高等学校	平成25年 1月 7日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 私的団体からの寄付受けに関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	適正と認めた。
新潟工業高等学校	平成25年 3月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
新潟東工業高等学校	平成25年 1月31日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
新潟商業高等学校	平成25年 2月 8日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
新潟翠江高等学校	平成25年 1月31日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上

巻高等学校	平成25年 3月 4日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
巻総合高等学校	平成25年 1月24日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
西川竹園高等学校	平成25年 1月30日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
豊栄高等学校	平成25年 3月18日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
新津高等学校	平成25年 2月 5日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
新津工業高等学校	平成25年 1月30日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
新津南高等学校	平成25年 2月18日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
白根高等学校	平成25年 1月24日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
五泉高等学校	平成25年 1月22日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
村松高等学校	平成25年 2月14日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
		平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
阿賀黎明高等学校	平成25年 1月17日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
新発田高等学校	平成25年 1月22日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上

西新発田高等学校	平成25年 3月18日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新発田南高等学校	平成25年 1月17日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
新発田農業高等学校	平成25年 1月23日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
新発田商業高等学校	平成25年 2月15日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
村上高等学校	平成25年 2月13日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
村上桜ヶ丘高等学校	平成25年 1月11日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
長岡高等学校	平成25年 3月14日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
長岡向陵高等学校	平成25年 3月 4日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	適正と認めた。
長岡明德高等学校	平成25年 1月31日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
長岡商業高等学校	平成25年 1月21日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
三条高等学校	平成25年 2月18日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
三条東高等学校	平成25年 2月15日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
三条商業高等学校	平成25年 1月29日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上

加茂農林高等学校	平成25年 2月27日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
小千谷西高等学校	平成25年 1月11日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
堀之内高等学校	平成25年 1月29日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
六日町高等学校	平成25年 2月18日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
柏崎常盤高等学校	平成25年 2月 7日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
柏崎工業高等学校	平成25年 2月15日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
出雲崎高等学校	平成25年 1月16日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
高田高等学校	平成25年 2月21日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
高田南城高等学校	平成25年 2月 7日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
高田農業高等学校	平成25年 3月18日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
高田商業高等学校	平成25年 1月21日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
久比岐高等学校	平成25年 3月 1日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
佐渡高等学校	平成25年 3月 8日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上

		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	適正と認めた。
佐渡総合高等学校	平成25年 3月 8日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
村上中等教育学校	平成25年 2月18日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
柏崎翔洋中等教育学校	平成25年 1月21日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
燕中等教育学校	平成25年 2月 1日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
新潟盲学校	平成25年 2月18日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
新潟聾学校	平成25年 2月18日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
長岡聾学校	平成25年 1月23日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
江南高等特別支援学校	平成25年 3月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
西蒲高等特別支援学校	平成25年 2月18日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	適正と認めた。
吉川高等特別支援学校	平成25年 2月 6日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
村上特別支援学校	平成25年 1月11日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
駒林特別支援学校	平成25年 2月 1日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
五泉特別支援学校	平成25年 3月 8日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上

月ヶ岡特別支援学校	平成25年 2月 7日	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	平成23年度 平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 適正と認めた。
はまなす特別支援学校	平成24年12月26日	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	平成23年度 平成23年10月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 適正と認めた。
東新潟特別支援学校	平成25年 2月21日	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	平成23年度 平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 適正と認めた。
はまぐみ特別支援学校	平成25年 2月 7日	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	平成23年度 平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
上越特別支援学校	平成25年 3月18日	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	平成23年度 平成23年10月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 適正と認めた。
吉田特別支援学校	平成25年 1月16日	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	平成23年度 平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
柏崎特別支援学校	平成25年 3月 1日	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	平成23年度 平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟中央警察署	平成25年 2月27日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
新潟東警察署	平成25年 2月12日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
江南警察署	平成25年 1月23日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。

		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(指摘事項) 職員が平成24年2月9日公用車を運転中、圧雪道路において不適切なブレーキ操作により対向車線にはみ出して対向車と衝突し、相手方に1,270,025円(うち県費支出額385,158円)の損害賠償をしたほか、警察本部自動車整備工場で公用車を修理したものがあつた。 また、このほかに公務中における職員の交通事故で公用車修理費として35,007円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
村上警察署	平成25年 3月18日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
胎内警察署	平成25年 1月16日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
新発田警察署	平成25年 3月18日	平成23年度	平成23年10月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新潟北警察署	平成25年 1月23日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(指摘事項) 職員が平成23年4月10日公用車を停車する際、ブレーキ操作不十分のまま降車したため、前方停止車両に追突し、相手方に1,812,440円(うち県費支出額48,626円)の損害賠償をしたものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
阿賀野警察署	平成25年 1月23日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	適正と認めた。
津川警察署	平成25年 1月17日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	適正と認めた。
五泉警察署	平成25年 1月22日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	適正と認めた。
秋葉警察署	平成25年 3月12日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟南警察署	平成25年 1月31日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上

西蒲警察署	平成25年 2月 4日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(指摘事項) 職員が平成24年5月2日公用車を運転中、道路左側に停めてあった農業用トラクターの発見が遅れて衝突し、相手方に3,917,762円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として222,757円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項
燕警察署	平成25年 2月20日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
三条警察署	平成25年 3月18日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
加茂警察署	平成25年 2月20日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
長岡警察署	平成25年 1月28日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(指摘事項) 職員が平成23年9月1日公用車を運転中、ブレーキを踏み損ねたことにより、交差点で信号待ちしていた相手車両に玉突き追突し、相手方に1,361,192円（うち県費支出額1,210,035円）の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として49,287円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(指摘事項) 職員が平成24年6月15日公用車を運転中、前方不注意により民家の門柱に衝突し、公用車を1台廃棄処分することとしたほか、歩道に設置された視線誘導標を損傷し、相手方に24,150円の損害賠償をしたものがあつた。 また、このほかにも公務中の職員の交通事故で相手方に5,323円の損害賠償をしたものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項
見附警察署	平成25年 3月18日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
与板警察署	平成25年 2月20日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
小出警察署	平成25年 1月11日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

南魚沼警察署	平成25年 3月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
柏崎警察署	平成25年 3月19日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 預かり物件の取扱いに関する事項
糸魚川警察署	平成25年 3月 1日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	適正と認めた。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第10号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により、平成25年 4月 5日付けで技能教育施設を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年 4月19日

新潟県教育委員会教育長 高井盛雄

- 指定技能教育施設の名称及び所在地
長岡凜晴学院
新潟県長岡市本町2丁目4番地4
- 連携措置の対象となる科目及び当該科目に対応する高等学校の教科に属する科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎Ⅰ	ビジネス基礎
ビジネス基礎Ⅱ	
課題研究	課題研究
総合実践	総合実践
ビジネス実務Ⅰ	ビジネス実務
ビジネス実務Ⅱ	
マーケティング	マーケティング
ビジネス経済	ビジネス経済
経済活動と法	経済活動と法
簿記Ⅰ	簿記
簿記Ⅱ	
簿記Ⅲ	
情報処理Ⅰ	情報処理
情報処理Ⅱ	
情報処理Ⅲ	

佐渡海区漁業調整委員会公告

漁場計画樹立に係る公聴会の開催について（公告）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年4月19日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎眞澄

- 1 日時 平成25年4月26日(金)
午後1時00分から午後2時00分まで
- 2 場所 佐度市両津湊198番地
佐渡市佐渡島開発総合センター 会議室
- 3 公聴する事項
(1) 共同漁業権漁場計画の設定について(佐共第37号～第38号)